

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 名称

鹿飼特定猟具使用禁止区域（銃）

#### 二 区域

平成八年埼玉県告示第千五百九十二号で告示した区域（面積百四十七ヘクター）

#### 三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

#### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器